第五条の六の表第八百七十二条の項中「第八百七十条各号」を「第八百七十条第一項各号」に、「第八百七十条第三号及び第十号から第十二号まで」を「第八百七十条第一項第二号及び第七号から第九号まで」に、「同条第二号、第五号及び第七号」を「同項第一号、第三号及び第四号」に改め、同表第八百七十三条の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第八百七十三条 | 第八百七十二条 | 医療法第五十四条の七において準用する第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。） |
| | | 医療法第五十四条の七において準用する第八百七十条第一項第二号及び第八号 |
| | 第八百七十条第一項第一号から第四号まで及び第八号 | |

第五条の六の表第八百七十四条第一号の項中「第八百七十条第二号」を「第八百七十条第一項第一号」に改め、同表第八百七十四条第四号の項中「第八百七十条第一号及び第十二号」を「第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号」に、「第八百七十条第十二号」を「第八百七十条第一項第九号」に改める。

（登記手数料令の一部改正）

**第六条**　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「数人の成年後見人又は成年後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定める審判」を「成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め」に改め、同条第三項第二号中「数人の保佐人又は保佐監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定める審判」を「保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め」に改め、同項第三号中「得ることを要する行為を定める」を「得なければならない行為の定めの」に改め、同項第四号中「代理権を付与する」を「対する代理権の付与の」に改め、同条第四項第二号中「数人の補助人又は補助監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定める審判」を「補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め」に改め、同項第三号中「得ることを要する行為を定める」を「得なければならない行為の定めの」に改め、同項第四号中「代理権を付与する」を「対する代理権の付与の」に改める。

第十五条第一項第一号中「得ることを要する行為を定める」を「得なければならない行為の定めの」に改め、同項第二号中「代理権を付与する」を「対する代理権の付与の」に改め、同項第三号中「を許可する」を「についての許可の」に改め、同項第四号中「審判（この審判に代わる家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十五条の三第五項の裁判を含む。第四項第二号及び第三号において同じ。）」を「審判前の保全処分」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「審判」を「審判前の保全処分」に改め、同項第一号中「審判（この審判に代わる家事審判法第十五条の三第五項の裁判を含む。）」を「審判前の保全処分」に改め、同項第二号中「審判」を「審判前の保全処分」に改め、同項第三号中「後見登記等に関する政令第四条第二号」を「後見登記等に関する法律第四条第一項第十号」に改める。

第十八条を削る。

第十七条第一項第一号中「任意後見監督人の選任の審判（任意後見契約に関する法律第四条第一項の規定による場合に限る。）」を「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判」に改め、同項第二号中「を許可する」を「についての許可の」に改め、同項第三号中「審判（この審判に代わる家事審判法第十五条の三第五項の裁判を含む。次項第二号及び第三号において同じ。）」を「審判前の保全処分」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「審判」を「審判前の保全処分」に改め、同項第一号中「審判（この審判に代わる家事審判法第十五条の三第五項の裁判を含む。）」を「審判前の保全処分」に改め、同項第二号中「審判」を「審判前の保全処分」に改め、同項第三号中「後見登記等に関する政令第六条第二号」を「後見登記等に関する法律第五条第十号」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項第一号中「の選任の審判（任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定による場合を除く。）」を「が欠けた場合又は任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の審判」に改め、同項第三号中「数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定める審判」を「任意後見監督人の権限の行使についての定め」に改め、同項第四号中「任意後見契約に関する法律」の下に「（平成十一年法律第百五十号）」を加え、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

**第十六条**　次の各号に掲げる後見登記等に関する法律による登記の嘱託についての手数料は、一件につき千四百円とする。

一　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百二十六条第二項の規定による審判前の保全処分に基づく登記

二　家事事件手続法第百三十四条第二項の規定による審判前の保全処分に基づく登記

三　家事事件手続法第百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分に基づく登記

2　前項各号に規定する登記の嘱託及び申請についての手数料の額には、同項各号の審判前の保全処分に係る次の各号に規定する登記の嘱託及び申請についての手数料の額を含むものとする。

一　財産の管理者の改任の審判前の保全処分に基づく登記の嘱託

二　前項各号の審判前の保全処分が効力を失ったことによる登記の嘱託

三　後見登記等に関する法律第四条第二項第二号又は第三号に掲げる事項についての変更の登記の申請

（登記手数料令の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　整備法第百三十条の規定によりなお従前の例によることとされる後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）に定める登記の手数料については、なお従前の例による。

（放送法施行令の一部改正）

**第八条**　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号まで」を「第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号まで」に改め、「（第一号及び第三号を除く。）」を削り、同条の表会社法第七百二十条第二項の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 会社法第八百七十三条ただし書 | 第八百七十条第一項第二号及び第八百七十条第一項第一号から第四号まで及び第八号 |

（商品先物取引法施行令の一部改正）

**第九条**　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第八百七十条（第二号）」を「第八百七十条第一項（第一号）」に改め、同条の表第八百七十条第二号の項中「第八百七十条第二号」を「第八百七十条第一項第一号」に改める。

第十五条中「第八百七十条第一項第一号及び第四号」を「第八百七十条第二号及び第七号」に、「第八百七十条第一項第一号及び第四号」に、「同条第二号、第五号及び第七号」を「同項第一号、第三号及び第四号」に改める。

第十六条中「及び第八百七十二条（第四号」を「、第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項、第八百七十二条（第五号」に改め、「限る。）」の下に「並びに第八百七十二条の二第一項」を加え、同条の表第八百七十二条第四号の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項 | 前条第二項各号 |
| 第八百七十二条（第五号） | 前条第二項第二号 |

第十六条の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第八百七十条の二第一項及び第八項、第八百七十二条第五号並びに第八百七十二条の二第一項 | 当該各号 |
| 第八百七十二条第五号及び第八百七十二条の二第一項 | 同号 |
| 第八百七十条の二第一項及び第八項、第八百七十二条第五号並びに第八百七十二条の二第一項 | 前条第二項第二号 |
| 第八百七十二条第五号及び第八百七十二条の二第一項 | 第八百七十条第二項第二号 |